

第2回定例会

令和4年3月15日開会

令和4年3月22日閉会

小清水町議会会議録

小清水町議会

令和4年第2回小清水町議会定例会会議録

○議事日程（第3号）

令和4年3月22日（火曜日） 午後1時30分開議

- 第 1 会議録署名議員の指名について
(議長諸報告について)
- 第 2 議案第 6号 小清水町コンプライアンス推進条例制定について
- 第 3 議案第 7号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 4 議案第 8号 小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 5 議案第 9号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議案第11号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第 7 議案第12号 小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定について
- 第 8 議案第13号 固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について
- 第 9 議案第15号 小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について
- 第10 議案第16号 子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について
- 第11 議案第23号 令和4年度小清水町一般会計予算について
- 第12 議案第24号 令和4年度小清水町国民健康保険特別会計予算について
- 第13 議案第25号 令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第14 議案第26号 令和4年度小清水町介護保険特別会計予算について
- 第15 議案第27号 令和4年度小清水町簡易水道事業会計予算について
- 第16 議案第28号 令和4年度小清水町農業集落排水事業会計予算について

○出席議員（10名）

1番	梶間善高君	2番	鬼塚茂君
3番	瓜田新一君	4番	森浩君
5番	高橋隆文君	6番	工藤孝一君
7番	佐藤智君	8番	更科浩司君
9番	木戸寛治君	10番	坂田秀昭君

○地方自治法第121条の規定により、本会議に出席を求めた者

小清水町長	久保弘志君
小清水町教育長	加藤友幸君
小清水町選挙管理委員長	吉田正貴君
小清水町農業委員会長	今村昇君
小清水町代表監査委員	重成一男君

○委任を受け出席した者

副町長	鈴木祐之君
総務課長	細川正彦君
企画財政課長	石丸寛之君
町民生活課長	牧野尚樹君
保健福祉課長	斉藤高広君
産業課長	畔木雅之君
建設課長	西川豊人君
生涯学習課長	組野麻記君
選挙管理委員会事務局長	細川正彦君
農業委員会事務局長	畔木雅之君
監査委員事務局長	村上信二君

○本会議の事務に従事した者

議会事務局長	村上信二君
書記	谷綾乃君

◎開議の宣告

○議長（坂田秀昭君）ただいまから、本日の会議を開きます。

（開議 午後1時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（坂田秀昭君）日程第1、本日の会議録署名議員は、

4番 森 浩 議員 7番 佐藤 智 議員

を指名いたします。

◎議長諸報告について

○議長（坂田秀昭君）本日の会議に関する諸報告を村上事務局長から報告させます。

○事務局長（村上信二君）本日の会議出席議員数は10名でございます。

本日の会議に関する説明員の出席につきましては、報告書を配付しております。

なお、一般質問につきましては、質問の通告がございませんでしたので、その旨報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

◎議案第6号

○議長（坂田秀昭君）日程第2、議案第6号、小清水町コンプライアンス推進条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第6号、小清水町コンプライアンス推進条例制定につきまして、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第6号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第6号、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号 乃至 議案第9号

○議長（坂田秀昭君）日程第3、議案第7号ないし日程第5、議案第9号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを一括して議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第7号ないし議案第9号の3件の条例改正につきましては、改正内容が共通していることから一括して御報告いたします。

議案第7号、議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第8号、小清水町長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について、議案第9号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

初めに、議案第7号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第7号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第8号、原案のとおり可決されました。

次に、議案第9号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第9号、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号

○議長（坂田秀昭君）日程第6、議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第11号、職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第11号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第11号、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号

○議長（坂田秀昭君）日程第7、議案第12号、小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第12号、小清水町課設置条例等の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第12号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第12号、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号

○議長（坂田秀昭君）日程第8、議案第13号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

総務文教常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文総務文教常任委員長。はい、5番。

○総務文教常任委員長（高橋隆文君）5番。本委員会に付託を受けました議案第13号、固定資産評価審査委員会条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定をいたしました。

以上、総務文教常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第13号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第13号、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号

○議長（坂田秀昭君）日程第9、議案第15号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定に

ついてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。はい、6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）はい、6番。本委員会に付託を受けました議案第15号、小清水町国民健康保険条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第15号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第15号、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号

○議長（坂田秀昭君）日程第10、議案第16号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題といたします。

経済厚生常任委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

工藤孝一経済厚生常任委員長。はい、6番。

○経済厚生常任委員長（工藤孝一君）はい、6番。本委員会に付託を受けました議案第16号、子ども医療費の給付に関する条例の一部を改正する条例制定について、慎重に審査を行った結果、原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、経済厚生常任委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第16号、採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第16号、原案のとおり可決されました。

◎議案第23号 乃至 議案第28号

○議長（坂田秀昭君）日程第11、議案第23号ないし日程第16、議案第28号、令和4年度小清水町一般会計予算について、令和4年度小清水町国民健康保険特別会計予算について、令和4年度小清水町後期高齢者医療特別会計予算について、令和4年度小清水町介護保険特別会計予算について、令和4年度小清水町簡易水道事業会計予算について、令和4年度小清水町農業集落排水事業会計予算についてを一括して議題といたします。

予算審査特別委員会付託事件報告書が提出されておりますので、委員長の報告を求めます。

高橋隆文予算審査特別委員長。はい、5番。

○予算審査特別委員長（高橋隆文君）5番。予算審査特別委員会の審査報告をいたします。

本委員会に付託を受けました議案第23号ないし議案第28号の令和4年度小清水町各会計予算につきましては、各分科会において慎重に審査を行った結果、いずれも原案のとおり可決するものと決定いたしました。

以上、予算審査特別委員会の審査報告といたします。

○議長（坂田秀昭君）委員長に対する質疑を受けます。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）質疑を終結いたします。

討論を行います。

（「なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）討論を終結いたします。

議案第23号ないし議案第28号、一括して採決いたします。

委員長報告のとおり決するに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶものあり）

○議長（坂田秀昭君）御異議ないものと認めます。

よって、議案第23号ないし議案第28号、原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（坂田秀昭君）以上で、本町議会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年第2回町議会定例会を閉会いたします。

（午後1時45分）